（令和５年８月改訂版）

# 非常変災時の登下校について

## 【特別警報が発令されている場合】

**★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。**

**１．登校前**

○　午前７時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

**２．始業後**

○　原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。堺市に大津波警報が発令された場合は、 ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難します。

## 【暴風警報が発令されている場合】

**１．登校前**

○　午前７時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

**２．始業後**

○　原則として、ただちに授業を中止し、子どもを帰宅させます。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

| |
|---|
| ○　特別警報・暴風警報が午前７時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。<br>○　局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください |

## 【大雨警報が発令されている場合】

**１．登校前**

○　午前７時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、JR 阪和線及び南海高野線及び南海本線の３線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。

○　線状降水帯の発生が予想され、子どもたちに危険が及ぶ雨量と判断される場合については、上記の条件を満たしていなくても、全市一斉臨時休業とすることもあります。その場合は、事前に学校よりお知らせいたします。

**２．始業後**

○　気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

| |
|---|
| ○　特別警報・大雨警報が午前７時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。<br>○　局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。 |

## 【雷が鳴っている場合】

**１．登校前**

○　雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から２０分以上経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

**２．始業後**

○　屋外での活動を中止し、雷が収まり、２０分以上経過するまで子どもを屋外に出さないようにします。

○　下校時に雷がなっている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

## 【大地震発生の場合】

**１．登校前**

○　堺市域（一部でも）に震度５弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。

○　震度４以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に、登校しないでください。

○　状況によっては、「始業時間の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

**２．始業後**

○　子どもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで、学校で子どもを保護します。（幼・小）用

○　子どもの安全を確保し、教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させます。また、状況によっては保護者に連絡をします。（中・高）用

## 【津波警報が発令されている場合】

各家庭で津波が発生したときにとるべき行動や避難場所等をあらかじめ話し合っておいてください。

### １．登校前

○　津波避難地域内の学校においては、堺市に大津波警報が発令された場合、臨時休業とします。

### ２．始業後

○　ただちに授業を打ち切り、子どもの安全を確保し、避難目標に向かって避難誘導（水平避難）します。

○　引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで避難所（学校）で子どもを保護します。